

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第55条の2 [略]</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第55条の2 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p>
2	<p>（徴税吏員の証票）</p> <p>第4条 徴税吏員は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においてはその身分を証明する徴税吏員証票を、県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押を行う場合においてはこれらの職務を行うべき職員として指定されている旨を記載した徴税吏員証票を携帯しなければならない。</p> <p>（不動産取得税の課税客体）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法第73条の2第2項の政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に</p>	<p>（徴税吏員の証票）</p> <p>第4条 徴税吏員は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においてはその身分を証明する徴税吏員証票を、県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、<u>捜索、差押え又は記録命令付差押え（法第22条の4第1項に規定する記録命令付差押えをいう。）</u>を行う場合においてはこれらの職務を行うべき職員として指定されている旨を記載した徴税吏員証票を携帯しなければならない。</p> <p>（不動産取得税の課税客体）</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 家屋が新築された場合には、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法第73条の2第2項の政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行わ</p>

行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して、不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもって家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

4 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の取得があった場合においては、当該専有部分の属する一棟の建物(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定して得られる専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて法第73条の2第4項の総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)によってあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。

れた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得があったものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得があったものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合には、当該改築をもって家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

4 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分(以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。)の取得があった場合には、当該専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分(次項及び第6項において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。)の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他法第73条の2第4項の総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同項の総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に

5 建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の共用部分のみの建築があった場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同条第2項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定して得られる専有部分の床面積の割合によってあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街

応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他法第73条の2第5項の総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同項の総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して法第73条の2第5項第1号の総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

6 共用部分のみの建築があった場合には、当該建築に係る共用部分に係る区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街

地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び第65条において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項及び第65条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

7 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として法第73条の2第11項の政令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不

地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項及び第65条において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより仮換地又は一時利用地（以下この項及び第65条において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

8 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として法第73条の2第12項の政令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得があつたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不

動産取得税を課する。

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) [略]

(2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法 において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項の規定による通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、申請日において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

(3) [略]

2・3 [略]

附 則

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい

産取得税を課する。

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条第1項において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) [略]

(2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法 第22条の28第1項の規定による通告処分を受けた者にあつては、申請日において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

(3) [略]

2・3 [略]

附 則

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に

、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

（1） 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号、次項第2号及び第4項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附

規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

（1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。

）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号イの総務省令で定めるもの

（ア） 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号、次号及び次項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるもの（

則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第2号、第6項第2号及び第8項第2号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第2項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、か

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じ

つ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

て得た数値以上であること。

イ [略]

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項第2号及び第8項第2号において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の総務省令で定めるもの(以下この号、第6項第2号及び第8項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の総務省令で定めるもの(以下この号、第6項第2号及び第8項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ [略]

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にか

イ [略]

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ [略]

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にか

かわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

かわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第8項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ [略]

(2) [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の4第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第8項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ [略]

(2) [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の4第1項第5号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第1項第5号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ [略]

(6)～(8) [略]

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号の総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の210を乗じて得た数値以上であること。

イ [略]

(6)～(8) [略]

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第5項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第24条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第5項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

<p>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の138を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>6～13 [略]</p>	<p>(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の150を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>6～13 [略]</p>
<p>3 (個人の事業税の減免)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その者（法第23条第1項第7号に規定する<u>控除対象配偶者</u>又は<u>同項第8号</u>に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、当該年の前年中の同項第13号に規定する合計所得金額（附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（第29条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（第29条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が500万円以下であるものに対しては、申請により減免対象税額の2分の1に相当する額を軽減する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(狩猟税の税率)</p> <p>第142条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法</p>	<p>3 (個人の事業税の減免)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その者（法第23条第1項第7号に規定する<u>同一生計配偶者</u>又は<u>同項第9号</u>に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、当該年の前年中の同項第13号に規定する合計所得金額（附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（第29条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（第29条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）が500万円以下であるものに対しては、申請により減免対象税額の2分の1に相当する額を軽減する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(狩猟税の税率)</p> <p>第142条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法</p>

第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) [略]

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) [略]

2 [略]

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用し

第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) [略]

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) [略]

2 [略]

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用し

た場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) [略]

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、

た場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)～(3) [略]

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲

その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の3の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合における第27条第1項第7号並びに第41条の17及び第41条の18第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第41条の17及び第41条の18第1項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第41条の17中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業

げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の3の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合における第27条第1項第7号並びに第41条の17及び第41条の18第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第41条の17及び第41条の18第1項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第41条の17中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」

者等」と、第41条の18第1項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

と、第41条の18第1項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1）表1の項の改正部分及び附則第3条第1項の規定 公布の日
- （2）表2の項の改正部分並びに附則第3条第2項、第4条及び第5条の規定 平成30年4月1日
- （3）表3の項の改正部分及び次条の規定 平成31年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例附則第9条、第18条の3の2及び第18条の3の4の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第55条の2第7項の規定は、附則第1条第1号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例（表2の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第54条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日以前に新築されたこの条例による改正前の岩手県県税条例第54条第4項の一棟の建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以前の取得に対して課する不動産

取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第24条の2及び第24条の2の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（中古商品自動車に対する自動車税の減額に関する経過措置）

第5条 新条例第102条第1項第2号の規定の適用については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第10条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項の規定による通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）は、改正法第2条の規定による改正後の地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分とみなす。